



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第7号

令和8年1月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 告　示

- 47 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 48 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止(障害福祉課)
- 49 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 50 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止(障害福祉課)
- 51 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 52 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 53 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 54 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 55 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 56 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 57 県営土地改良事業の工事完了(農村環境課)
- 58 道路の区域変更(道路管理課)
- 59 道路の供用開始(道路管理課)
- 60 道路の区域変更(道路管理課)

## 公　告

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見(地域産業振興課)

一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

## 選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

## 告　示

## ◎新潟県告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活援助	グループホーム ひまわりホーム	三条市大島5098番地	社会医療法人崇徳会	令和7年10月1日
短期入所	桃梨園	三条市大島5147番地	社会医療法人崇徳会	令和7年10月1日

生活介護				
自立訓練（生活訓練）				
宿泊型自立訓練				
就労継続支援A型	bit With You	糸魚川市上刈1-5-22	株式会社With You	令和8年1月1日
就労継続支援B型				

## ◎新潟県告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
共同生活援助	グループホームひまわりホーム	三条市大島5098番地	医療法人恵愛会	令和7年9月30日
短期入所				
生活介護	桃梨園	三条市大島5147番地	医療法人恵愛会	令和7年9月30日
自立訓練（生活訓練）				
宿泊型自立訓練				
生活介護	あさひナーシングセンター	三条市西裏館3丁目6番54号	社会福祉法人あさひ共生福祉会	令和7年12月31日
短期入所	新発田ふれあいの杜	新発田市城北町2-9-12	株式会社ふれあいの杜	令和7年12月31日
同行援護	社会福祉協議会ヘルパーステーションあさひ	村上市岩沢5611	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	令和7年12月31日

## ◎新潟県告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	ブロッサムジュニア長岡中央教室	長岡市長町2丁目甲1639番地1第一上村ビル1階	S・BASE株式会社	令和8年1月1日
放課後等デイサービス				

## ◎新潟県告示第50号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
共生型児童発達支援	あさひナーシングセンター	三条市西裏館3丁目6番54号	社会福祉法人あさひ共生福祉会	令和7年12月31日

## ◎新潟県告示第51号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があつた。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
上越市清里区青柳字岩前602番	田	1,223
上越市清里区青柳字池田1115番	田	1,243
上越市清里区青柳字池田1117番	田	596
上越市清里区青柳字池田1131番	田	1,119

## 2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。妻及び子は、相続放棄しており、所有者が不明の状態となっている。

所有者死亡前から借入希望者が令和7年3月まで当該ほ場を借り入れて、稲作種子生産を行っていた。

所有者がなくなり、相続が行われなかつたことから農地の活用が出来ない状態となっている。

借入希望者は、引き続き当該農地を活用して種子生産を行う計画であるため県の裁定を希望しているもの。

裁定が行われないと今後遊休化のおそれがある。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年5月	5年	20,795円

## 5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

## (2) 提出期限

令和8年2月10日

## (3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

## (4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

## ◎新潟県告示第52号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以

下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があつた。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
小千谷市大字西吉谷字道見丙1764番	田	803
小千谷市大字西吉谷字道見丙1767番	田	1,289

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者及び子は死亡している。

これまで耕作希望者が当該場を管理してきたが契約の終期を迎えた。相続者もいないことから、このままでは、当該農地は遊休化のおそれがある。

耕作希望者が引き続き当該農地を耕作したいと申し出ているため、今回申請するもの。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月	5年	69,695円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年2月10日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第53号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があつた。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
小千谷市大字東吉谷字小柳甲1196番2	田	856
小千谷市大字東吉谷字小柳甲1197番	田	2,078

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者及び子はいない。

所有者が死亡した後、令和3年に所有者不明農地制度を活用し、当該農地を耕作してきた借受け予定者が引き続き耕作を行いたいと申し出したことから、県の裁定を希望するもの。

これまで相続者も出てきていないことから、裁定が行われないと今後遊休化のおそれがある。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月	5年	97,750円

## 5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

## (2) 提出期限

令和8年2月10日

## (3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

## (4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

## ◎新潟県告示第54号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事長 伊藤能徳			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農産物検査員 氏名	農産物の種類	証明書番号	成分検査業務受託先 受託の区分 登録検査機関 代表者氏名 主たる事務所の所在地
新潟県	土田 春夫 酒井 鉄也	もみ、玄米、大豆 もみ、玄米、大麦、大豆	K1514013 K152025011	
備考	略称『新潟県検査協会』令和8年1月27日 農産物検査員1名の登録抹消、1名の新規登録。検査員合計748名。			

## ◎新潟県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営舞潟揚水機場地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和8年1月28日から令和8年2月26日まで

## 3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第56号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年1月27日

新潟県新潟地域振興局長

## 1 退任

理事 五泉市阿弥陀瀬262番地甲 石本 政栄

退任年月日 令和8年1月13日

## ◎新潟県告示第57号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 土地改良事業名

区画整理・農道整備・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業

## 2 地区名及び受益市町村名

向田地区

糸魚川市

## 3 工事完了年月日

令和7年12月24日

## ◎新潟県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 道路の種類 県道

2 路線名 新潟村松三川線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町谷沢字新山5277番37から 同郡同町谷沢字新山5277番39まで	新	8.4~17.8メートル	46.2メートル
	旧	7.0~10.6メートル	46.2メートル

## ◎新潟県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 県道 新潟村松三川線

2 供用開始の区間

東蒲原郡阿賀町谷沢字新山5277番37から同郡同町谷沢字新山5277番39まで

3 供用開始の期日 令和8年1月27日

## ◎新潟県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 353号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山字久保田1602番から 同市松之山字中ノ入1194番1まで	新	9.6~15.2メートル	491.5メートル
	旧	6.4~15.1メートル	496.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道松代天水島線と重用

1 道路の種類 県道

2 路線名 松代天水島線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山字中ノ入1194番1から 同市松之山字久保田1602番まで	新	9.6~15.2メートル	491.5メートル

	旧	6.4~15.1メートル	496.3メートル
--	---	--------------	-----------

備考 路線の重用  
全区間一般国道353号と重用

## 公 告

### 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 新潟駅周辺開発  
所在地 新潟市中央区花園一丁目185 外51筆  
設置者 東日本旅客鉄道株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 条例第8条第1項の規定による新設の届出  
公告日 令和7年10月10日

3 意見の概要

- (1) 新潟市長の意見の概要  
意見なし
- (2) 長岡市長の意見の概要  
意見なし
- (3) 三条市長の意見の概要  
意見なし
- (4) 新発田市長の意見の概要  
意見なし
- (5) 加茂市長の意見の概要  
意見なし
- (6) 燕市長の意見の概要  
意見なし
- (7) 五泉市長の意見の概要  
意見なし
- (8) 阿賀野市長の意見の概要  
意見なし
- (9) 聖籠町長の意見の概要  
意見なし
- (10) 田上町長の意見の概要  
意見なし
- (11) 弥彦村長の意見の概要  
意見なし
- (12) 関係市町村の住民等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

## 5 縦覧期間

令和8年1月27日から令和8年2月27日まで

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年1月27日

新潟県知事 花角英世

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.6m220k W級)	1台
イ 除雪グレーダ (4.0m級、バンクカット機構、シャッタープレード付)	1台
ウ 除雪グレーダ (4.0m級、粗面形成装置、シャッタープレード付)	1台
エ 除雪グレーダ (4.0m級、シャッタープレード付)	1台
オ 除雪グレーダ (3.7m級、シャッタープレード付)	1台
カ 除雪ドーザ (18t級、反転エッジ、稼働記録計付)	1台
キ 凍結防止剤散布車 (乾式3t級、4×4、スペアタイヤ付)	2台
ク 凍結防止剤散布車 (乾式3t級、4×4)	1台
ケ 凍結防止剤散布車 (湿式3t級、4×4)	1台
コ 凍結防止剤散布車 (湿式4t級、4×4)	2台

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和9年3月17日(水)

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

上記(1)ア～カについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記(1)キ～コについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。）に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の110分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和8年3月9日(月) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和8年3月10日(火) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年2月2日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和8年2月26日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. Rotary snowplow (2.6-meter, 220-kilowatt class)	[1] unit
2. Snow removal grader with bank cut and shutter blade (4.0-meter class)	[1] unit
3. Snow removal grader with rough grooving device and shutter blade (4.0-meter class)	[1] unit
4. Snow removal grader with shutter blade (4.0-meter class)	[1] unit
5. Snow removal grader with shutter blade (3.7-meter class)	[1] unit
6. Bulldozer snowplow with reversible edge and digital tachograph (18-ton class)	[1] unit
7. Antifreeze spraying vehicle with spare tire (four-wheel drive, dry type, 3-ton class)	[2] units
8. Antifreeze spraying vehicle (four-wheel drive, dry type, 3-ton class)	[1] unit
9. Antifreeze spraying vehicle (four-wheel drive, liquid type, 3-ton class)	[1] unit
10. Antifreeze spraying vehicle (four-wheel drive, liquid type, 4-ton class)	[2] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. (Thu.) February 26, 2026

(3) Date of bid opening:

10:00 A.M. (Tue.) March 10, 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.6m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	1台
イ 凍結防止剤散布車 (乾式4t級、4×4)	1台
ウ 凍結防止剤散布車 (乾式4t級、4×4、スペアタイヤ付)	2台

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和9年3月17日(水)

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

上記(1)アについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記(1)イ及びウについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の110分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和8年3月9日(月) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

令和8年3月10日(火) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年2月2日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和8年2月26日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った

者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の成立要件

上記1(1)アの契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者は、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(11) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. Rotary snowplow with swing-type snow cutting blade (2.6-meter class, dual rear wheels) | [1] unit  |
| 2. Antifreeze spraying vehicle (four-wheel drive, dry type, 4-ton class)                  | [1] unit  |
| 3. Antifreeze spraying vehicle with spare tire (four-wheel drive, dry type, 4-ton class)  | [2] units |

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. (Thu.) February 26, 2026

(3) Date of bid opening:

1:30 P.M. (Tue.) March 10, 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

## 新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

## 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前																																						
<b>別表第1 (病院)</b>			<b>別表第1 (病院)</b>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市区町村名</th><th>病院の名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>上越市</td><td>(略) <u>介護医療院 えが</u> <u>おと虹の森 ふも</u> と (略)</td><td>(略) 上越市中央一丁目23-26 (略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新発田市</td><td>(略) <u>介護老人保健施設 ヴィラ菅谷</u> (略)</td><td>(略) 新発田市下石川 766番地 (略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			市区町村名	病院の名称	所在地	(略)			上越市	(略) <u>介護医療院 えが</u> <u>おと虹の森 ふも</u> と (略)	(略) 上越市中央一丁目23-26 (略)	(略)			新発田市	(略) <u>介護老人保健施設 ヴィラ菅谷</u> (略)	(略) 新発田市下石川 766番地 (略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>市区町村名</th><th>病院の名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>上越市</td><td>(略) <u>介護療養型老人保健施設 えがお</u> <u>と虹の森 ふもと</u> (略)</td><td>(略) 上越市中央一丁目23-26 (略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新発田市</td><td>(略) <u>老人保健施設</u> <u>ヴィラ菅谷</u> (略)</td><td>(略) 新発田市大字下石川字諏訪前710 (略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			市区町村名	病院の名称	所在地	(略)			上越市	(略) <u>介護療養型老人保健施設 えがお</u> <u>と虹の森 ふもと</u> (略)	(略) 上越市中央一丁目23-26 (略)	(略)			新発田市	(略) <u>老人保健施設</u> <u>ヴィラ菅谷</u> (略)	(略) 新発田市大字下石川字諏訪前710 (略)	(略)		
市区町村名	病院の名称	所在地																																							
(略)																																									
上越市	(略) <u>介護医療院 えが</u> <u>おと虹の森 ふも</u> と (略)	(略) 上越市中央一丁目23-26 (略)																																							
(略)																																									
新発田市	(略) <u>介護老人保健施設 ヴィラ菅谷</u> (略)	(略) 新発田市下石川 766番地 (略)																																							
(略)																																									
市区町村名	病院の名称	所在地																																							
(略)																																									
上越市	(略) <u>介護療養型老人保健施設 えがお</u> <u>と虹の森 ふもと</u> (略)	(略) 上越市中央一丁目23-26 (略)																																							
(略)																																									
新発田市	(略) <u>老人保健施設</u> <u>ヴィラ菅谷</u> (略)	(略) 新発田市大字下石川字諏訪前710 (略)																																							
(略)																																									
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地																																				
(略)			(略)																																						
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム こぶし園 (略)	(略) <u>長岡市喜多町</u> <u>2900番地</u> (略)	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム こぶし園 (略)	(略) <u>長岡市喜多町字</u> <u>鎧潟501番1</u> (略)																																				
(略)			(略)																																						
柏崎市	<u>養護老人ホーム</u> あぜやの丘 (略)	<u>柏崎市大字畔屋</u> 392番地1 (略)	柏崎市	<u>養護老人ホーム</u> <u>御山荘</u> (略)	<u>柏崎市大字上田尻</u> 3960番地の1 (略)																																				
(略)			(略)																																						
<b>別表第3の1 (身体障害者支援施設)</b>			<b>別表第3の1 (身体障害者支援施設)</b>																																						
市区町村名	支援施設の名称	所在地	市区町村名	支援施設の名称	所在地																																				
(略)			(略)																																						
新潟市江南区	<u>障害者支援施設</u> <u>あさひ園</u>	新潟市江南区龜田向陽2丁目6-1	新潟市江南区	<u>身体障害者療護施設</u> <u>あさひ園</u>	新潟市江南区龜田向陽2丁目6-1																																				
(略)			(略)																																						

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。